

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年（2015年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日

2. 目標と取組内容

目標 ① 平成28年4月までに、時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

<取組内容>

- 平成27年4月から
時間労働の原因の分析等を行うプロジェクトチームの設置及び検討開始。
- 平成27年4月から
社内メールを活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年に2回実施。

目標 ② 平成28年4月までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均10日以上とする。

<取組内容>

- 平成27年4月から
社内メールを活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年に2回実施。

目標 ③ 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員：年に1人以上取得すること。

女性社員：取得率を80%以上とすること。

<取組内容>

- 平成27年4月から
具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始。管理職を対象とした研修の実施。
- 平成27年4月から
社内メールを活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年に2回実施。

以上